

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術件数**

区分	アイウ	区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	4
	イ	黄斑下手術等	195
	ウ	鼓室形成手術等	7
	エ	肺悪性腫瘍手術等	97
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	223
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	2
	イ	水頭症手術等	27
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
	エ	尿道形成手術等	1
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	59
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	12
区分3	ア	上顎骨形成術等	1
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	5
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	6
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	808
その他	ア	人工関節置換術	59
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	72
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	131
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	29
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	16
		経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	69
		経皮的冠動脈粥腫切除術	7
		経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	5
		経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	9
		経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	29

期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日